（業務規程）

**第百十条**　法第七十三条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　適合性確認の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業所の名称及びその事業所が適合性確認の業務を行う区域

三　適合性確認の料金の収納の方法に関する事項

四　適合性確認の料金の算定の方法に関する事項

五　適合性確認の実施の方法に関する事項

六　適合性確認に関する公正の確保に関する事項

七　適合性確認員の選任及び解任に関する事項

八　適合性確認員の配置に関する事項

九　適合性確認の申請書の保存に関する事項

十　経済産業大臣に対する適合性確認の結果の通知に関する事項

［削る］

十一　前各号に掲げるもののほか、適合性確認の業務に関し必要な事項

2　登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録適合性確認機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（業務の休廃止）

**第百十一条**　登録適合性確認機関は、法第七十四条の届出をするときは、様式第七十三の適合性確認業務休止（廃止）届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第百十二条**　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録適合性確認機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

**第百十三条**　法第七十九条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　適合性確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　適合性確認を行った特殊電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　適合性確認の申請を受けた年月日

四　適合性確認を行った特殊電気工作物の概要

五　適合性確認の場所

六　適合性確認を行った年月日

（業務規程）

**第百十五条**　［同上］

一　審査の業務を行う時間及び休日に関する事項

二　事業所の名称及びその事業所が審査の業務を行う区域

三　料金の収納の方法に関する事項

四　料金の算定方法

五　審査の実施の方法に関する事項

［新設］

六　安全管理審査員の選任及び解任に関する事項

七　安全管理審査員の配置に関する事項

八　審査の申請書の保存に関する事項

九　経済産業大臣に対する安全管理審査の結果の通知に関する事項

十　審査の業務を行う電気工作物（第九十四条各号に掲げるもののうち、一部の電気工作物の審査の業務を行わない場合に限る。）

十一　前各号に掲げるもののほか、審査の業務に関し必要な事項

2　登録安全管理審査機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第七十一の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録安全管理審査機関は、法第七十三条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第七十二の業務規程変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（業務の休廃止）

**第百十六条**　登録安全管理審査機関は、法第七十四条の届出をするときは、様式第七十三の安全管理審査業務休止（廃止）届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

**第百十六条の二**　［略］

2　法第七十五条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録安全管理審査機関が定めるものとする。

一・二　［略］

（帳簿）

**第百十七条**　［同上］

一　審査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　審査対象電気工作物に係る事業場の名称及び所在地

三　審査の申請を受けた年月日

四　審査を行った電気工作物の概要

五　審査の場所

六　審査年月日